



## 空き家 ≡ 空き部屋 活用術

「古くて…」 「手続きが面倒で放置している」…もったいない！ あなたの持っている空き家を「使いたい」と思う人がいるかもしれません。空き家はうまく生かせば、地域の財産になります。使っていない空き家を有効活用して生まれ変わらせましょう！

区では、地域に生かせる空き家の所有者などと利用希望者を事前登録し、双方の合意によるマッチング成立へ向けたサポートを行っています。

### Point 1 こんなおうち・お部屋を登録できます

住まなくなった一戸建て

使っていない離れ

マンションの空き部屋やアパート



活用事例

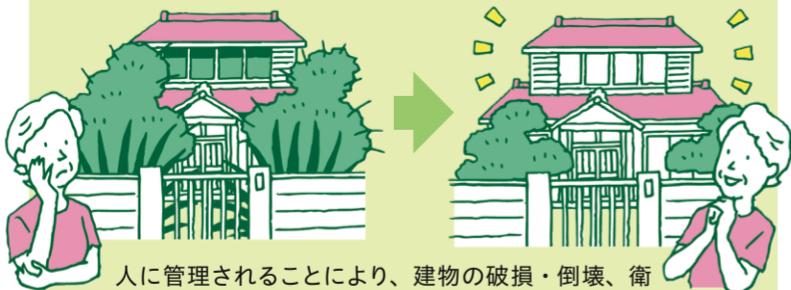
● 学習支援教室 ● 茶道・着付けなどの文化活動の場

これからの活用想定

● 多世代交流の場 ● 高齢者のデイサービス  
● 障がい者向け就労支援施設、グループホーム  
● 産後(産じょく期)ケア施設 ● 子育てひろば

### Point 2 空き家の所有者にはメリットが大きい

活用されることで家の傷みが少なくなる



人に管理されることにより、建物の破損・倒壊、衛生問題や景観を損なうなどの問題を防ぐことができる

家賃収入が得られる



借り主は区の基準をクリアした、公益目的の団体に安心

所有者

大田区

利用希望者

所有者がリフォームする必要なし



リフォーム費用は借り主負担の場合が多い

#### 利活用された方へインタビュー

#### 外国人観光客に喜んでもらえる場

ゲストハウス扇子 こくぶん としゆき 國分 俊行さん

趣味の茶道を生かしつつ外国人の方とふれあう仕事がしたいと思い、区の相談窓口にご相談したところ、スムーズに物件が見つかりました。ゲストハウスの設計の一番のこだわりは茶室スペースで、茶道体験は外国人観光客に大好評です。



#### 一戸建てならではの温かみを感じる

(一社) ミューチュアルアンドアソシエイツ やまぐち たかひろ 山口 貴弘さん

障がい者向けのグループホームが足りないと感じ、自分にもなにかできないかと考えていたときに、区の空き家制度を知りました。家の造りがそのまま活かされているので、入居者から自宅にいるような温かみを感じることができるとの声をいただいています。



ご相談ください

将来、空き家にしないためのご提案

利活用

維持管理

住まなくなった家の解体・売却

相続問題 etc...

空家総合相談窓口 ☎5744-1348 FAX 5744-1558



詳細はコチラ